

休憩裁判通信

J R東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年2月20日
NO. 3

休憩裁判 第2回口頭弁論開催!!

2月20日、大阪地方裁判所第810号法廷にて、原告浦谷さん（強制出向にて現在サービック新大阪駅第二営業科）が、2023年1月25日、車掌として乗務した列車が、大雪による大幅な遅れにより12時間に亘って拘束され、休憩時間を与えられず、食事も摂れない状況におかれました。また、帰着し、退出点呼終了後に休憩と称して1時間を強制的に拘束されたことによる未払賃金と肉体的・精神的な苦痛を強いられたとして損害賠償を訴えていた裁判の第2回公判が開催されました。

**2月7日提出された会社からの準備書面（1）
では、勤務終了後に休憩と称して拘束したことを
正当化する内容が網羅！**

2月7日に被告（会社）から提出された準備書面には、一般社会では考えられない、勤務終了後に原告浦谷さんを休憩として拘束したことに対する言い訳ならざる言い訳を羅列した、**とっても突っ込みどころ満載の内容**でした。

次回期日

2025年5月12日 16時00分～

大阪地裁809号法廷